

「証明書」も必要になります。詳しくは、有田川町選挙管理委員会までお問い合わせください。

有田川町に選挙権がある人のうち、次のような場合に不在者投票を利用することができます。

・仕事や学業などで一時的に遠隔地に滞在している人

↓投票用紙を取り寄せ、滞在地で投票

## 転入・転出のケース別 投票場所・選挙権の有無

	窓口での転入届け出日	投票場所・選挙権の有無		
		新住所地	旧住所地	投票できない
県外からの転入者 (他の都道府県から 有田川町に住民票を移した人)	平成30年12月28日以前に転入	○		
	平成30年12月29日以降に転入			○
県内市町村からの転入 (和歌山県内の他市町村から 有田川町に住民票を移した人)	平成30年12月28日以前に転入	○		
	平成30年12月29日以降に転入	※注意1	○※注意2	

※注意1 選挙権は旧住所地にあり、有田川町にありません。有田川町で投票をする場合は「不在者投票」のみ行うことができます(事前に旧住所地に投票用紙が郵送請求する必要があります)。

※注意2 投票の際には、最寄りの市町村が発行する「引き続き証明書(引き続き県内に住所を有する証明書)」を掲示することにより、旧住所地で投票することができます。

・都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(指定病院・指定老人ホームなど)に入院・入所中の入所中の入所中の人

↓その施設内で投票

不在者投票を行うには、投票用紙の請求が必要です。お早めに、有田川町選挙管理委員会に申し出てください。

### 引き続き証明書とは

県議会議員選挙において、県外に転出した人には、いずれも選挙権はありません。しかし県内の他の市町村に転出した場合、引き続き現在も和歌山県内に住所があることの確認をした上で、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票を行うことができます。

その確認をするための証明書を「引き続き証明書(引き続き県内に住所を有する証明書)」といいます。証明書の申請および交付は、いずれの市町村でも手続きできます。

### 期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない方は、期日前投票をご利用ください。有田川町の選挙権のある方は、どの期日前投票所でも投票できます。投票所入場券をお持ちください。

●日時／3月30日(土)～4月6日(土)のうち、8時30分～20時

●場所／吉備庁舎・金屋文化保健センター・清水行政局  
また次の日時・場所でも期日前投票を

利用いただけます。

・4月3日(水) 8時30分～17時

安諦地区基幹集落センター

・4月5日(金) 8時30分～17時

城山出張所

また、投票車が巡回する「移動期日前投票所」を設けます。場所と時間については表のとおりです。

## 転入・転出のケース別 投票場所・選挙権の有無

投票所名	住所	設置日時
金屋	宇井苔へき地集会所	宇井苔 216-1 4月6日(土) 8時～9時30分
	谷地区集会所	谷 262-2 4月6日(土) 11時～12時30分
	生石地区集会所	生石 41 4月6日(土) 15時30分～17時
清水	清水公民館上湯川分館	上湯川 426-1 4月6日(土) 10時30分～12時
	遠井区山椒集荷場	遠井 443 4月6日(土) 15時～16時30分

期日前投票所であるため、選挙権のある人はどなたでも投票ができます。

投票の方法は、他の期日前投票所と同じです。投票所入場券をお持ちください。

